



ファミリーサポートセンター利用料助成事業



ひとり親等家庭等の経済的負担軽減を図るため、平成29年4月1日からファミリーサポートセンターの利用料助成を行います。

(1) 助成の対象

- ひとり親家庭医療費の受給世帯
- 生活保護を受けている世帯
- 前年度分の市町村民税が非課税の世帯
- 中国残留邦人等の支援給付の受給世帯

(2) 助成金額

- 利用料の2分の1（1月あたり1万円を限度とします。）
※交通費等の実費分及びキャンセル料は除きます。

(3) 申請方法

- 助成を受けるには、事前登録が必要です。利用料助成登録申請書（様式第1号）を提出してください。
- 登録の決定を受けた日以降の利用料について、助成申請ができます。
- 申請書等の様式については、ホームページに掲載するほか、ファミリーサポートセンター及び次の提出先にも設置しています。

(4) 申請書の提出先

西那須野支所	保育課
本庁	子育て支援課総合支援係
塩原支所	総務福祉課

○お問合せ先
〒329-2754
那須塩原市あたご町2番3号
子ども未来部保育課児童係
TEL 0287-46-5535



©みるひい 那須塩原市